

三鷹商工会建設業部会技能講習等受講支援助成金交付要綱

1. 目 的

三鷹商工会建設業部会に所属する企業が労働災害の防止と業務を円滑に推進するために従業員等に必要な教育を受講させるための費用を助成することで、建設業に従事する労働者等の事故を抑制し、もって、市内建設業者の健全な発展と育成を支援することを目的とする。

2. 申請受付期間

令和 8 年 8 月 1 日～令和 8 年 12 月 25 日

3. 対象とする講習等

厚生労働省登録研修機関が実施する技能講習、特別教育、安全衛生教育および建築物石綿含有建材調査者講習（以下、技能講習等という。）また、令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 1 月 29 日までに修了し、修了証を取得した講習とし、事業主に対し助成金を交付する。

4. 対象者および要件

三鷹商工会に加入し建設業部会に所属する事業所の従業員、経営者等とする。
なお申請時、商工会費及び建設業部会費の滞納が無い事（令和 8 年度分迄）。また令和 8 年度の商工会加入の継続意思のある事（事業継続の意思のある事）。

5. 補助率等

補助率 受講料の 3 分の 2 （税抜、100 円未満切捨て）

ただし、他の助成金を受ける場合は事業者負担分の 3 分の 2

限度額 受講者 1 名につき 10,000 円を限度とし、1 企業延べ 2 名まで

6. 申請手続き等（申請から助成金交付までの流れ）

①申 請

技能講習等を受講申込みを行うのと同時に、本会所定の助成金申請書により三鷹商工会事務局に申請する。（申請期日：令和 8 年 12 月 25 日）

②交付決定

商工会は申請内容を確認し交付決定を行う。

③報告および請求

交付決定通知を受けた技能講習等の修了証の写しを添えて報告書および請求書を提出する。（提出期日：令和 9 年 1 月 29 日）

④助成金の交付

商工会は報告書および請求書の内容を確認して事業主に対し助成金の支払を行う。（交付期日：令和 9 年 3 月 31 日）